キャンプ砂防支援金の助成条件

砂防人材育成推進協議会

砂防人材育成協議会は、砂防事業に対する理解を深め、また土砂災害防止に関する 意識を向上させるとともに、高い職業意識を育成することを目的に実施される研修等 で協議会が認めたもの(以下、「助成対象研修」という)への参加学生(以下、「参加 学生」という)に対し、現地における活動を支援する支援金を助成します。

このうち、「国土交通省が実施する「令和7年度(2025年度)キャンプ砂防」の参加学生からの申請に基づく支援金」の助成方法等について、以下の通り定めました。

(1) 支援金の性格と1日あたりの助成額

支援金は活動を支援するため、参加日1日あたり定額で助成するものであり、事業 の参加にかかる費用の支払いを担保するものではありません。

1日あたりの助成額:7.000円

計算例 5日間の場合:7,000円×5日=35,000円

(2) 支援金の請求方法

- 1) 助成対象研修修了後に、研修実施機関から参加学生に「修了証」を発行します。参加学生は、事業修了後1週間以内に「支援金送金依頼書(様式1)」に必要事項を記入のうえ、「修了証」の写しおよびアンケートを添えて運営担当にメールにより提出してください。
- 2) 参加学生からの「支援金送金依頼書(様式1)」、「修了証」の写しおよびアンケートの提出を受けて、運営担当から参加学生宛に事前にメール等で連絡のうえ、送金依頼書に記載の口座(銀行・郵便局)に送金します。
- 3) 参加学生は、支援金受領後1週間以内に「支援金受領書(様式2)」にサインの 上、スキャンまたは撮影した画像データを運営担当にメールにより提出してく ださい。

(3) 助成対象研修がキャンセルになった場合の支援金の取り扱い

助成対象研修が研修実施機関の都合で中止になった場合で、宿泊費等のキャンセル料が発生した場合には、(2)で定める助成額(1日あたり助成額×参加予定日数)かキャンセル料のいずれか低い額について、証拠書類をもとに助成します。具体的な請求方法は中止の通知を受けてから1週間以内に運営担当にご確認ください。